

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

市から運営委託を受けた建物の瑕疵で事故が起きたら

- 過失が無いことどのように調べたら良いか？ -

■床が1センチ盛り上がっていた

Nデイサービスは社会福祉法人が市から運営委託されている施設で、建物の所有者は市です。築18年と建物が古いため、床下点検口の周囲の床が1センチくらい盛り上がり段差となっていました。ある日、杖歩行で自立のSさんが、杖を盛り上がった床に引っかけて転倒してしまいました。Sさんは「ここは前から危ないと注意していたんだ、私が悪いんだ」と話されました。受診したところ大腿骨の骨折と判明、入院して手術を受けることになりました。

Nデイサービスを運営する社会福祉法人では、Sさんの事故の補償について、幹部会議を開きました。そして、デイサービスの建物は古く不具合があるが市の所有で勝手に修理できず管理に手落ちはないこと、8mm程度の床の盛り上がりは他にもあり、歩行自立のSさんにとって危険な段差とは言えないことなどを理由に、法人に過失はないと判断しました。

ただし、市には報告を入れて「建物に瑕疵があるのでできるだけ早く改善してもらおうこと」「Sさんの事故に市も関与すること」などを要望として申し入れました。市では「歩行に支障があるような段差でないのであれば、過失の問題にはならず、市にも責任は無いだらう」と判断をしました。ところが、1週間後にSさんの息子さんがデイサービスにやってきて、社会福祉法人と市が連帯して責任を負うべきあるとして、賠償請求すると言ってきました。

建物を占有している事業者の責任が問われる

■建物・設備の欠陥の責任は設置した市か？

ケア上のミスなど施設の業務中の過失(安全配慮義務違反)による事故で利用者がケガを負えば、施設は債務不履行責任という法律に基づいて賠償請求されるのが一般的です。しかし、建物や設備などの欠陥が原因で利用者がケガを負った場合は、債務不履行責任とは別の「土地工作物責任(民法717条)」という法律で賠償請求される可能性があります。

土地工作物責任という法律は2つの特徴があります。1つは、「建物や設備(土地工作物)の欠陥が原因で事故が起きれば過失の有無を問わずに賠償責任が発生する(無過失責任)」ということ。つまり、施設に過失がなくても欠陥の存在と損害との因果関係さえ証明すれば、賠償請求責任が認められるということです。2つ目の特徴は、最初に賠償責任を問われるのは建物や設備の占有者であり、占有者が必要な注意を怠らなかった場合のみ所有者が責任を問われるということです。このケースでは建物の占有者である施設運営者が床下点検口と床の段差を知っていながら、段差解消などの対策を講じていなかったと考えられ「損害の発生を防止するのに必要な注意をした」とは言えず、施設運営者の責任は免れないと言えるでしょう。



■「施設に酷い扱いを受けた」

この事故で息子さんは事業者と市を相手に賠償請求すると連絡がありましたが、この8mmの段差は欠陥と言えるのでしょうか？床下点検口のメーカーの商品カタログを見ると、多くの商品説明に「床との段差が2ミリ以下で高齢者の住宅でも安心」と表示されています。また、点字ブロックの突起物の高さは5ミリと規格で決められています。

以上のことから、床に5ミリ程度の段差や突起があっても建物の安全性を欠いているとはみなされないようです。するとこの事故の原因である8ミリの段差が、建物の構造上の欠陥に該当するかどうかはちょっと微妙な問題と言えるでしょう。いずれにしても古い建物であれば、利用者の動きなどに注意して少しでも不適な箇所があれば、所有者に対して改善の申し入れだけはしておくべきでしょう。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店